特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
57	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務　重点項目評価書（令和7年1月以降）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
川崎市は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神奈川県川崎市長

公表日
令和7年7月31日

［令和7年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添１）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添２）変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務
②事務の内容	高齢期における適切な医療の確保等を行い、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図るため、後期高齢者医療被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律等により定められた資格管理、給付及び保険料等に関する事務のうち、川崎市では、保険料の徴収事務及び申請の受付等被保険者の便益の増進に寄与するものとして定められた事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1　資格に関し以下の事務を行う。 ・　資格に関する申請及び届出の受付及び広域連合への必要な情報の提供 ・　資格確認書等の引渡し及び返還の受付 ・　資格確認書等の再発行申請の受付 2　保険給付に関し以下の事務を行う。 ・　給付に関する申請の受付 ・　特定疾病療養受療証の引渡し及び返還の受付 3　保険料の賦課及び徴収に関し以下の事務を行う。 ・　賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報の入手及び広域連合への提供 ・　広域連合が決定した賦課情報の管理及び保険料（納入）額通知書・納付書の被保険者への送付 ・　保険料に関する申請の受付 ・　特別徴収対象者の決定及び特別徴収情報の管理 ・　保険料期割情報の作成及び管理 ・　徴収した保険料等の収納情報の管理及び滞納情報の管理 ・　滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況の管理 ・　保険料過誤納金の還付及び充当 ・　保険料の口座振替処理 4　資格、給付及び保険料に関する申請書及び届出書の広域連合への送付を行う。 5　中間サーバーに係る事務を行う。 ・　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、後期高齢者医療保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。
③対象人数	［　10万人以上30万人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	後期高齢者医療システム
②システムの機能	[資格管理] ■資格対象者情報管理 ・年齢到達による広域連合への宛名情報の出力 ・広域連合への宛名異動情報の出力 ・障害認定対象者情報の出力 ■被保険者情報管理 ・被保険者情報の取込 ・被保険者情報のメンテナンス ・住所地特例情報の取込 [賦課管理] ■所得情報管理 ・個人住民税からの連携情報の取込 ・広域連合への所得・課税情報の出力 ■賦課情報管理 ・保険料情報の取込 ・保険料徴収方法の決定 ・保険料額決定通知書、特徴仮徴収額通知書、納入通知書、納付書の発行 ・広域連合への期割情報の出力 ■特別徴収情報管理 ・特別徴収に関する情報の連携 ・普徴申請情報の管理 ■その他 ・統計資料の作成 ・保険料賦課台帳の作成 [収納管理] ■賦課情報取込 ・賦課情報登録機能 広域連合より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 ■収納 ・消込機能 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・還付、充当機能 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ 充当通知書を通知する。 充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ・督促、催告機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。 督促を実施しても納付が行われない納税者を抽出し、段階的に催告書を出力する。 ■口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、 納付方法を登録、変更、取消を行う。 ■滞納繰越 ・滞納繰越機能 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 ■発行 ・ 各種証明書発行機能 納税(付)証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ・ 納付書再発行機能 ■照会 ・ 収納情報照会機能 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。 ■会計資料作成 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。 ■広域連合連携 ・収納情報ファイル作成機能 広域連合向けの連携ファイル「収納情報」を出力する。 ・滞納者情報ファイル作成機能 広域連合向けの連携ファイル「滞納者情報」を出力する。

③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	システム連携基盤
②システムの機能	1　団体内統合宛名管理機能 　既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2　符号要求機能 　個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3　情報提供機能 　各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 4　情報照会機能 　中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5　既存システム連携機能 　各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。 6　職員認証・権限管理機能 　システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバ、各業務システム　）

システム3	
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後、「標準システム」という） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。
②システムの機能	1．資格管理業務 （1）資格確認書の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。市区町村の窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 （2）住民基本台帳等の取得 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 （3）被保険者資格の異動 （2）により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。 2．賦課・収納業務 （1）保険料賦課 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市区町村の窓口端末へ配信する。 （2）保険料収納管理 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3．給付業務 市区町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている 各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（＊1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （＊1）セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 ＜符号管理機能＞ 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ＜情報照会機能＞ 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ＜情報提供機能＞ 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ＜既存システム接続機能＞ 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ＜情報提供等記録管理機能＞ 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ＜情報提供データベース管理機能＞ 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ＜データ送受信機能＞ 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ＜セキュリティ管理機能＞ セキュリティを管理する機能。 ＜職員認証・権限管理機能＞ 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ＜システム管理機能＞ バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　（　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表の85の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[　実施しない　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項、160の項 ・【情報提供】 なし（情報提供は行わない）	

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局医療保険部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	後期高齢者医療情報ファイルのうち、被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
その必要性	正確かつ公平・公正な資格管理、保険料賦課徴収及び給付を行うにあたり、世帯構成、所得状況等の被保険者の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。
④記録される項目	[　10項目以上50項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（ 口座登録・連携ファイル関係情報 ）
その妥当性	○識別番号 ・個人番号及びその他識別情報…対象者を正確に特定するために保有 ○連絡先等情報 ・5情報…資格確認書の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有 ・その他住民票関係情報…世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有 ○業務関係情報 ・地方税関係情報…所得情報に基づき、保険料額の算定、医療費の自己負担割合、所得区分等を把握するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報…被保険者資格の得喪に必要なために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報…適正な特別徴収の実施に必要なために保有 ・年金関係情報…適正な特別徴収の実施に必要なために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	健康福祉局医療保険部医療保険課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元　※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局生活保護・自立支援室 ） [　] 行政機関・独立行政法人等　（　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 神奈川県後期高齢者医療広域連合 ） [　] 民間事業者　（　） [　] その他　（　）

②入手方法		[○] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[○] 専用線　[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [　] その他　（　　）
③使用目的 ※		被保険者資格の管理、保険料の賦課徴収及び給付に関する事務を正確に遂行するため
④使用の主体	使用部署	健康福祉局医療保険部医療保険課 各区区民サービス部保険年金課
	使用者数	[　100人以上500人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・届出書・申請書又は、他市区町村からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、後期高齢者医療システムにて、記載された個人番号で検索し、確認する。 ・資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手後、広域連合へ提出し、資格情報の提供を受ける。 ・保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得情報等を入手後、広域連合へ提出し、賦課及び一部負担金情報の提供を受ける。 ・広域連合から提供された賦課情報を管理し、保険料額決定（変更）通知書・納付書を被保険者に送付する。 ・保険料特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、管理する。 ・徴収した保険料の収納情報及び滞納情報を管理する。
	情報の突合	・被保険者情報と前医療保険者の資格情報を突合し、資格取得日を確認する。 ・住民基本台帳情報と申請内容を突合して被保険者、同一世帯員及び住登外者を確認する。 ・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得額を確認する。 ・年金関係情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　委託する　] ＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　2 ）件
委託事項1		後期高齢者医療システム運用保守・パッケージ保守業務
①委託内容		ハードウェア・ソフトウェア、環境メンテナンス、機能改善、ソースプログラム及びデータベースの保守・管理、監視、解析、障害対応等
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		日本電気　株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	運用保守業務の一部を再委託
委託事項2～5		

委託事項2		事務センタ業務
①委託内容		・ 資格確認書等の引渡し及び返還処理 ・ 保険料過誤納金の還付及び充当 ・ 保険料の口座振替処理
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　東計電算
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	事務センタ業務の一部を再委託
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている （ ）件　[○] 移転を行っている （ 13 ）件 [ ] 行っていない
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数		[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法		[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	神奈川県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第6項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が神奈川県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	1　資格管理業務 （1）被保険者資格に関する届出：転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報。 （2）住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となって いる住民および世帯構成員の住基情報（世帯単位）。 （3）住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となってい る住民および世帯構成員の住民登外登録情報（世帯単位）。 2　賦課・収納業務 （1）所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 （2）期割情報：本市が実施した期割保険料の情報。 （3）収納情報：本市が収納および還付充当した保険料の情報。 （4）滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。 3　給付業務 療養費関連情報等：本市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(※)：75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員：被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[○] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	1　資格管理業務 （1）被保険者資格に関する届出 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。 （2）住民基本台帳情報 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 （3）住登外登録情報 個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括で移転。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 2　賦課・収納業務 （1）所得・課税情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 （2）期割情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 （3）収納情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 （4）滞納者情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 3　給付業務 療養費関連情報等 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。

移転先2～5	
移転先2	健康福祉局保健医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項
②移転先における用途	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法（うち高齢者の医療の確保に関する法律）による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律（うち高齢者の医療の確保に関する法律）による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律（うち高齢者の医療の確保に関する法律）による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先4	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項 条例別表第2の36の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	財政局税務部市民税管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先6～10	
移転先6	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先7	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の70の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令（うち高齢者の医療の確保に関する法律）による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先8	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先9	健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先10	健康福祉局地域包括ケア推進室 健康福祉局長寿社会部介護保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先11～15	
移転先11	健康福祉局保健医療政策部感染症対策課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律（そのうち高齢者の医療の確保に関する法律）による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先12	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令（そのうち高齢者の医療の確保に関する法律）による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先13	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務（児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの）
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	1　後期高齢者医療システムにおける措置 　セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証（アクセス権限のある者のみ登録）を必要とする場所に設置している。 2　システム連携基盤における措置 　システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 3 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

1．資格情報

	項目名		
1	住基・住登外情報	27	住所地特例情報
2	宛名番号	28	宛名番号
3	世帯番号	29	被保険者番号
4	氏名	30	氏名
5	住所	31	住所
6	性別	32	性別
7	生年月日	33	生年月日
8	転入前住所	34	住所地特例適用開始年月日
9	転出先住所	35	更新年月日
10	在留資格	36	更新職員ID
11	個人番号		
12	資格情報		
13	宛名番号		
14	被保険者番号		
15	資格取得情報		
16	取得年月日		
17	資格取得事由		
18	適用開始年月日		
19	資格喪失情報		
20	喪失年月日		
21	資格喪失事由		
22	適用終了年月日		
23	氏名		
24	住所		
25	性別		
26	生年月日		

2．賦課情報

	項目名		
1	宛名番号	22	特別徴収情報
2	被保険者番号	23	特別徴収対象者情報
3	所得情報	24	基礎年金番号
4	所得金額	25	年金保険者情報
5	収入金額	26	介護特別徴収情報
6	控除金額	27	氏名
7	住民税課税情報	28	住所
8	賦課情報	29	特別徴収金額情報
9	相当年度	30	特別徴収回付記録情報
10	賦課年度	31	納入通知書情報
11	徴収方法	32	氏名
12	賦課事由	33	住所
13	賦課決定年月日	34	発付日
14	所得割額	35	賦課情報
15	均等割額	36	更新年月日
16	軽減情報	37	更新職員ID
17	減免情報		
18	年間保険料額		
19	期割決定年月日		
20	期割情報		
21	期別額		

3．収納情報

	項目名
1	賦課年度（賦課決定された年度）
2	課税年度（本来課税すべき年度）
3	科目
4	期別
5	宛名番号
6	個人番号
7	調定情報
8	調定額
9	納期限
10	納付情報
11	納付額
12	納付年月日
13	公金受取口座の利用有無
14	更新年月日
15	更新職員ID

4．滞納情報

	項目名
1	宛名番号
2	個人番号
3	財産情報
4	財産区分
5	処分情報
6	処分年月日
7	処分解除年月日
8	処分完了年月日
9	賦課年度
10	課税年度
11	科目
12	期別
13	分納情報
14	誓約年月日
15	誓約解除年月日
16	賦課年度
17	課税年度
18	科目
19	期別
20	執行停止情報
21	停止年月日
22	取消年月日
23	賦課年度
24	課税年度
25	科目
26	期別
27	更新年月日
28	更新職員ID

5．口座登録・連携ファイル関係情報

	項目名
1	金融機関コード
2	金融機関名（カナ）
3	店番

4	支店名（カナ）
5	預貯金種目コード
6	口座番号
7	名義人氏名（カナ）
8	記号
9	番号

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	＜標準システム窓口端末における措置＞ ・標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当　てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・後期高齢者医療システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 ・ユーザーごとに捜査権限を設定することにより、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・異動等により、事務を取り扱うことがなくなった職員のユーザーIDは使用できないよう登録の削除をしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
―

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	1　業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2　委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先（再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。）に対して、監査又は検査を行う。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
―

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜広域連合への移転＞ ・本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知） 平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 ＜庁内他部署への移転＞ ・番号法第9条第2項に基づく条例に規定される事項に限り移転する。 ・移転の際は、移転先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを相手方を確認のうえ移転することとしている。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（＊1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（＊2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（＊3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （＊1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （＊2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （＊3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7．特定個人情報の保管・消去

リスク：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照
	再発防止策の内容	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照

その他の措置の内容	1　物理的対策 ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 2　技術的対策 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤では、F／Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線（庁内）のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ・標準システムは、インターネットに接続できないように分離する。 ・標準システムには、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
特定個人情報が古い情報のまま、保管され続けるリスク ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・後期高齢者医療システムに登録したの情報は、本人又は本人の代理人からの申請等により異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ・広域連合の標準システムと日次でデータ連携し、データベースの更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・後期高齢者医療システム内にある保存期間を経過したデータは、当該システムのバッチ処理により消去している。 ・電子記録媒体等の廃棄の際には、データ消去ソフトによる消去及び物理的粉砕を行うとともに、その記録を残している。 ・後期高齢者医療システムから出力した帳票は、保存期間経過後、溶解により消去するとともに、記録を残している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[○] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理（入退室監理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2655 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課（情報公開担当） 住　　所：〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１ 電話番号：044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける
③法令による特別の手続	－
④個人情報ファイル簿への不記載等	－
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地 電話番号：044-200-2655
②対応方法	－

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	－
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	－
②実施日・期間	－
③主な意見の内容	－
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	－
②方法	－
③結果	－

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	Ⅰ　基本情報	・番号法第9条第1項　別表第1の59の項（番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号） ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項　別表第1の59の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅰ　基本情報	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局医療保険部医療保険課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅰ　基本情報	長寿・福祉医療課長	医療保険課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅳ　開示請求、問合せ	・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2632 ・総務企画局情報管理部行政情報課（情報公開担当） 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2108	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2655 ・総務企画局情報管理部行政情報課（情報公開担当） 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅳ　開示請求、問合せ	・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2632	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2655	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅴ　評価実施手続	基礎項目[評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 各区区民サービス部保険年金課及び各支所区民センター（保険年金係・保険収納係）	健康福祉局医療保険部医療保険課 各区区民サービス部保険年金課及び各支所区民センター（保険年金係・保険収納係）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 総務・判定課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 総務・判定課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター こども未来局こども支援部こども家庭課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 総務・判定課 こども未来局こども支援部こども家庭課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	健康福祉局保健医療政策部感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2　記載なし	委託事項2　事務センタ業務 ①委託内容 ・被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の引渡し及び返還処理 ・保険料過誤納金の還付及び充当 ・保険料の口座振替処理 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社　東計電算 ④再委託の有無 再委託しない	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅳ　開示請求、問合せ（1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先）	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2655 ・総務企画局情報管理部行政情報課（情報公開担当） 住　　所：〒210－8577　川崎市川崎区宮本町1 電話番号：044-200-2108	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2655 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課（情報公開担当） 住　　所：〒210－8577　川崎市川崎区宮本町1 電話番号：044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策（7. 特定個人情報ファイルの保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか）	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策（7. 特定個人情報ファイルの保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか）	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照		事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策（7. 特定個人情報ファイルの保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか）	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照		事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅳ 開示請求、問合せ（1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求②請求方法）	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先12）	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 こども未来局こども支援部こども家庭課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報（1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容）	（省略） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1 資格に関し以下の事務を行う。 ・ 資格に関する申請及び届出の受付及び広域連合への必要な情報の提供 ・ 被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の引渡し及び返還の受付 ・ 被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の再発行申請の受付 2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ・ 給付に関する申請の受付 ・ 特定疾病療養受療証の引渡し及び返還の受付 （省略）	（省略） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1 資格に関し以下の事務を行う。 ・ 資格に関する申請及び届出の受付及び広域連合への必要な情報の提供 ・ 資格確認書等の引渡し及び返還の受付 ・ 資格確認書等の再発行申請の受付 2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ・ 給付に関する申請の受付 ・ 特定疾病療養受療証の引渡し及び返還の受付 （省略）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報（1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容）	右記を追記	5 中間サーバーに係る事務を行う。 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、後期高齢者医療保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報（2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能）	（1）検索機能 ・個人番号により検索する機能 （2）表示機能 ・被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 （3）後期高齢者医療広域連合への情報提供 ・後期高齢者医療広域連合標準システムへの個人番号の当初セットアップ、異動連携機能 （4）セキュリティ機能 ・個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能 ・アクセスログ取得機能等	[資格管理] ■資格対象者情報管理 ・年齢到達による広域連合への宛名情報の出力 ・広域連合への宛名異動情報の出力 ・障害認定対象者情報の出力 ■被保険者情報管理 ・被保険者情報の取込 ・被保険者情報のメンテナンス ・住所地特例情報の取込 [賦課管理] ■所得情報管理 ・個人住民税からの連携情報の取込 ・広域連合への所得・課税情報の出力 ■賦課情報管理 ・保険料情報の取込 ・保険料徴収方法の決定 ・保険料額決定通知書、特徴仮徴収額通知書、納入通知書、納付書の発行 ・広域連合への期割情報の出力 ■特別徴収情報管理 ・特別徴収に関する情報の連携 ・普徴申請情報の管理 ■その他 ・統計資料の作成 ・保険料賦課台帳の作成	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅰ　基本情報（2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1②システムの機能）	右記を追記（1／2）	[収納管理] ■賦課情報取込 ・賦課情報登録機能 広域連合より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 ■収納 ・消込機能 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・還付、充当機能 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を通知する。充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ・督促、催告機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。督促を実施しても納付が行われない納税者を抽出し、段階的に催告書を出力する。 ■口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。 ■滞納繰越 ・滞納繰越機能 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ　基本情報（2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1②システムの機能）	右記を追記（2／2）	■発行 ・ 各種証明書発行機能 納税（付）証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ・ 納付書再発行機能 ■照会 ・ 収納情報照会機能 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。 ■会計資料作成 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。 ■広域連合連携 ・収納情報ファイル作成機能 広域連合向けの連携ファイル「収納情報」を出力する。 ・滞納者情報ファイル作成機能 広域連合向けの連携ファイル「滞納者情報」を出力する。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ　基本情報（2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2②システムの機能）	1　団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに 団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内 統合宛名番号の付番を行う。 2　符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用 個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GW へ送信する。 3　情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 （省略）	1　団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2　符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3　情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 （省略）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ　基本情報（2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム3②システムの機能）	1．資格管理業務 （1）被保険者証の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。市区町村の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 （省略）	1．資格管理業務 （1）資格確認書の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。市区町村の窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 （省略）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ　基本情報（2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム4③他のシステムとの接続）	[ ]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ　基本情報（4．個人番号の利用　法令上の根拠）	・番号法第9条第1項　別表第1の59の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項　別表の85の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅰ　基本情報（5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無）	[実施しない]	[実施する]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ　基本情報（5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠）	（新規）	・【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項、160の項 ・【情報提供】 なし（情報提供は行わない）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（2. 基本情報④記録される項目　主な記録項目）	[　]その他	[○]その他（口座登録・連携ファイル関係情報）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（2. 基本情報④記録される項目　その妥当性）	（省略） ○連絡先等情報 ・4情報…被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有 （省略）	（省略） ○連絡先等情報 ・5情報…資格確認書の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有 （省略）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法）	[　]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体　使用部署）	健康福祉局医療保険部医療保険課 各区区民サービス部保険年金課及び各支所区民センター（保険年金係・保険収納係）	健康福祉局医療保険部医療保険課 各区区民サービス部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法）	・届出書・申請書又は、他市町村からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、後期高齢者医療システムにて、記載された個人番号で検索し、確認する。 ・資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手後、広域連合へ提出し、資格情報の提供を受ける。 ・保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得情報等を入手後、広域連合へ提出し、賦課及び一部 負担金情報の提供を受ける。 ・広域連合から提供された賦課情報を管理し、保険料額決定（変更）通知書・納付書を被保険者に送 付する。 ・保険料特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、管理する。 ・徴収した保険料の収納情報及び滞納情報を管理する。	・届出書・申請書又は、他市区町村からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、後 期高齢者医療システムにて、記載された個人番号で検索し、確認する。 ・資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手後、広域連合へ提出し、資格情報の提供を受ける。 ・保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得情報等を入手後、広域連合へ提出し、賦課及び一部 負担金情報の提供を受ける。 ・広域連合から提供された賦課情報を管理し、保険料額決定（変更）通知書・納付書を被保険者に送 付する。 ・保険料特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、管理する。 ・徴収した保険料の収納情報及び滞納情報を管理する。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無）	1件	2件	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1①委託内容）	運用保守作業、機能強化、法改正対応、ソースプログラムの保守・管理、障害対応等	ハードウェア･ソフトウェア、環境メンテナンス、機能改善、ソースプログラム及びデータベースの保守・管理、監視、解析、障害対応等	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1③委託先名）	富士通　株式会社　川崎支店	日本電気　株式会社	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1再委託⑤再委託の許諾方法）	川崎市情報機器取扱い及び個人情報取扱に関する誓約書を提出させることにより、許諾している。	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1再委託⑥再委託事項）	後期高齢者システム運用保守作業	運用保守業務の一部を再委託	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2①委託内容）	・　被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の引渡し及び返還処理 ・　保険料過誤納金の還付及び充当 ・　保険料の口座振替処理	・　資格確認書等の引渡し及び返還処理 ・　保険料過誤納金の還付及び充当 ・　保険料の口座振替処理	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2再委託④再委託の有無）	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2再委託⑤再委託の許諾方法）	（新規）	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2再委託⑥再委託事項）	（新規）	事務センタ業務の一部を再委託	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先1①法令上の根拠）	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間 の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理 する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が神奈川県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第6項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間 の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理 する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が神奈川県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先1①法令上の根拠）	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 （省略）	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第6項 （省略）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2③移転情報）	1　資格管理業務 （1）被保険者資格に関する届出：転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した 届出情報。 （2）住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険 者となって いる住民および世帯構成員の住基情報（世帯単位）。 （3）住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者 となってい る住民および世帯構成員の住民登外登録情報（世帯単位）。 2　賦課・収納業務 （1）所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 （2）期割情報：当市が実施した期割保険料の情報。 （3）収納情報：当市が収納および還付充当した保険料の情報。 （4）滞納者情報：当市が管理している保険料滞納者の情報。 3　給付業務 療養費関連情報等：当市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	1　資格管理業務 （1）被保険者資格に関する届出：転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民より入手した 届出情報。 （2）住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険 者となって いる住民および世帯構成員の住基情報（世帯単位）。 （3）住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者 となってい る住民および世帯構成員の住民登外登録情報（世帯単位）。 2　賦課・収納業務 （1）所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 （2）期割情報：本市が実施した期割保険料の情報。 （3）収納情報：本市が収納および還付充当した保険料の情報。 （4）滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。 3　給付業務 療養費関連情報等：本市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2）	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2②移転先における用途）	番号法別表第2第17項に規定される事務（予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係る ものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2）	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先3①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先4①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項 条例別表第2の36の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先4②移転先における用途）	番号法別表第2第26項に規定される事務（生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの）及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に 準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に 準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先5①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先5②移転先における用途）	番号法別表第2第27項に規定される事務（地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法 律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの）	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先6①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先6②移転先における用途）	番号法別表第2第42項に規定される事務（国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの）	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先7①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の70の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先7②移転先における用途）	番号法別表第2第43項に規定される事務（国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの）	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先8①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先8②移転先における用途）	番号法別表第2第62項に規定される事務（老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの）	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先9①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先9②移転先における用途）	番号法別表第2の87の項に規定される事務（中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先10①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先10②移転先における用途）	番号法別表第2第93項に規定される事務（介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の 実施に関する事務であって主務省令で定めるもの）	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先11）	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部感染症対策課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先11①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先11②移転先における用途）	番号法別表第2第97項に規定される事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先12①法令上の根拠）	右記を追記	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先12②移転先における用途）	番号法別表第2第109項に規定される事務（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医 療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（6. 特定個人情報の保管・消去）	右記を追加	3 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO／IEC27017、ISO／IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月31日	（別添1）ファイル記録項目	◆後期高齢者 （以下省略）	（削除）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	（別添1）ファイル記録項目	（新規）	1．資格情報 （以下省略）	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策（4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　その他の措置の内容）	―	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先（再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。）に対して、監査又は検査を行う。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）特定個人情報補の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法）	＜広域連合への移転＞ ・本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組 合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13 日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録 を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 ＜庁内他部署への移転＞ ・番号法第9条第2項に基づく条例に規定される事項に限り移転する。 ・移転の際は、移転先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な 情報のみを相手方を確認のうえ移転することとしている。	＜広域連合への移転＞ ・本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組 合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13 日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録 を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 ＜庁内他部署への移転＞ ・番号法第9条第2項に基づく条例に規定される事項に限り移転する。 ・移転の際は、移転先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な 情報のみを相手方を確認のうえ移転することとしている。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（6．情報提供ネットワークシステムとの接続）	[　]接続しない（提供）	[○]接続しない（提供）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（6．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク1：目的外の入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容）	（新規）	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（＊1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（＊2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（＊3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （＊1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （＊2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （＊3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置）	（新規）	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか）	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか　その内容）	（新規）	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか　再発防止策の内容）	（新規）	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去　その他の措置の内容）	－	1　物理的対策 ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（7．特定個人情報の保管・消去　その他の措置の内容）	－	2　技術的対策 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤では、F／Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線（庁内）のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ・標準システムは、インターネットに接続できないように分離する。 ・標準システムには、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（7．特定個人情報の保管・消去　その他の措置の内容）	右記を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去　特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置）	－	特定個人情報が古い情報のまま、保管され続けるリスク ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・後期高齢者医療システムに登録したの情報は、本人又は本人の代理人からの申請等により異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ・広域連合の標準システムと日次でデータ連携し、データベースの更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ ・後期高齢者医療システム内にある保存期間を経過したデータは、当該システムのバッチ処理により消去している。 ・電子記録媒体等の廃棄の際には、データ消去ソフトによる消去及び物理的粉砕を行うとともに、その記録を残している。 ・後期高齢者医療システムから出力した帳票は、保存期間経過後、溶解により消去するとともに、記録を残している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（8. 監査　実施の有無）	[〇]内部監査	[ ]内部監査	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（9. 従業者に対する教育・啓発　具体的な方法）	・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策（10. その他リスク対策）	（新規）	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理（入退室監理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

別　紙

個人情報に関する重大事故について

事案１　国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

１ 事案の内容

（１） 発生（発覚）時期

令和６年４月８日

（２） 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和６年３月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

（３） 原因

事務担当者が足元に個人情報が記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

（４） 影響

４０４件（２９５世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- 世帯主氏名、住所、電話番号
- 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

（５） 事故発覚後の対応

令和６年４月８日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和６年４月８日～４月２２日	事務担当者による捜索を継続
令和６年５月１日	報道発表
令和６年６月３日	個人情報保護委員会より文書指導

２　再発防止策

（１）国民健康保険事務における再発防止策

・該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。

・該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。

・書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹

底する。

（２） 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。

・全ての特定個人情報保護評価書のⅣ_２.「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。